

学校法人沖縄キリスト教学院公的研究費の適正な運営・管理及び不正行為への対応等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）

（平成19年2月15日文科科学大臣決定、令和3年2月1日改正）」並びに「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文科科学大臣決定）」に基づき、学校法人沖縄キリスト教学院の設置する沖縄キリスト教短期大学、沖縄キリスト教学院大学及び沖縄キリスト教学院大学大学院（以下「本学」という。）における公的研究費の適正な運営・管理及び不正行為への対応等（以下「公的研究費の運営・管理」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 公的研究費の運営・管理及び研究活動における不正行為への対応に関する事項は、他の関係法令又はこれらに基づく特別の定めのある場合を除き、この規程によるものとする。

(定義)

第3条 この規程において「公的研究費」とは、文科科学省又は文科科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金並びに私学助成等の基盤的経費をいう。

2 この規程において「配分機関等」とは、文科科学省及び文科科学省が所管する独立行政法人並びに日本私立学校振興・共済事業団をいう。

3 この規程において「不正行為」とは、「沖縄キリスト教学院研究倫理規程」の定めるところによる。

4 この規程において「研究者」とは、本学に雇用されて研究活動に従事している者及び本学の施設や設備を利用して研究に携わる者をいう。

5 この規程において「構成員」とは前項に加え、研究活動に関係する事務職員をいう。

(責任と権限)

第4条 本学に、公的研究費の運営・管理を適正に行うため、次に掲げる責任者を置く。

(1) 最高管理責任者

最高管理責任者は、本学全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う者とし、学長をもって充てる。最高管理責任者は、次に掲げる役割を担う。

(ア) 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、統括管理責任者及びコンプライアンス推進・研究倫理教育責任者が責任を持って公的研究費の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮する。

(イ) 不正防止対策の基本方針や具体的な不正防止対策の策定に当たっては、役員会等において審議を主導するとともに、その実施状況や効果等について役員等と議論を深める。

(ウ) 最高管理責任者が自ら、様々な啓発活動を定期的に行い、構成員の意識の向上と浸透を図る。

(2) 統括管理責任者

統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について本学全体を統

括する実質的な責任と権限を持つ者とし、事務局長をもって充てる。統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、本学全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

(3) コンプライアンス推進・研究倫理教育責任者

コンプライアンス推進・研究倫理教育責任者（以下、コンプライアンス推進責任者という。）は、本学の各部署等における公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者とし、企画推進課課長をもって充てる。コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次に掲げる業務を行う。

- (ア) 各部署等における不正対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
- (イ) 不正防止を図るため、各部署等の公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対して、コンプライアンス教育及び研究倫理教育を定期的実施し、受講状況を管理監督する。
- (ウ) 各部署等において、定期的啓発活動を実施する。
- (エ) 各部署等において、構成員が適切に公的研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。
- (オ) コンプライアンス推進責任者は、必要に応じてコンプライアンス推進・研究倫理教育副責任者を置くことができる。

2 監事は、公的研究費の運営・管理に関する下記の事項において確認し、意見を述べる。また、確認した結果について役員会等において定期的に報告する。

- (1) 不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について機関全体の観点から確認する。
- (2) 統括管理責任者又はコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認する。

(ルールの特典化・統一化)

第5条 最高管理責任者は、公的研究費に係る事務処理手続きに関する事項（以下「ルール」という）を定め、明確かつ統一的な運用を図ることとする。

2 ルールは、別に定めるものとし、運用の実態が乖離しないよう、必要に応じて見直しを行うこととする。

3 ルールは、公的研究費の特性の違いにより複数の類型を設けることを可能とする。

4 公的研究費の適正な運営・管理及び事務処理手続き等に関する事務担当窓口を設置し、企画推進課をもって充てる。

(職務権限)

第6条 公的研究費の事務処理に関する職務権限は、ルール及び沖縄キリスト教学院組織規程、学内関連諸規程等の定めによる。

(不正防止計画等の担当部署)

第7条 不正防止計画を推進する担当部署を設置し、企画推進課をもって充てる。

2 企画推進課は、統括管理責任者ととともに、大学全体の具体的な対策（不正防止計画、コンプラ

イアンス教育・啓発活動等の計画)を策定・実施し、実施状況を確認する。また、監事との連携を強化し、必要な意見交換を行う機会を設ける。

(研究費の適正な運営及び管理)

第8条 統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及び事務担当者は、予算の執行状況を把握し、研究計画の遂行が遅れている場合は、問題がないか確認するとともに必要な措置を講じなければならない。

- 2 研究者及び事務担当者は、別に定めるルールに従い適正に研究費を執行しなければならない。
- 3 事務担当者は、購入した物品を全て納品検収しなければならない。
- 4 検収の際は、発注データ（発注書や契約書等）と納入された現物を照合するとともに、据え付け調整等の設置作業を伴う納品の場合は、設置後の現場において納品を確認する。
- 5 最高管理責任者は、不正な取引を発生させないように、研究者と業者の癒着を防止する必要な措置を講じなければならない。
- 6 不正な取引に関与した業者が確認された場合は、当該業者への取引停止の処分を行うものとする。

(モニタリング体制)

第9条 公的研究費の適正な管理及び不正防止を図るため、年度終了後60日以内に内部監査を実施する。

- 2 内部監査担当者は、総務課長とする。

(関係者の意識の向上と浸透)

第10条 公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員は、公的研究費の使用について、本規程及び関係法令を遵守するとともに、適正な使用に努めなければならない。

- 2 公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員は、前項の責務を果たす旨の「公的研究費に関する誓約書」を提出しなければならない。この誓約書の提出は、公募型の研究資金（科学研究費助成事業等）の申請要件とする。提出がない場合は、公募型の研究資金を含めた公的研究費等の運営・管理に関わることができない。
- 3 事務担当者は、専門的能力をもって公的資金の適正な執行を確保しつつ、効率的な研究遂行に関する事務を担うものとする。
- 4 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者が策定する実施計画に基づき、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員を対象に、説明会の開催、研究倫理教育、啓発活動を実施する。実施に際しては、あらかじめ一定の期間を定めて定期的に受講させるとともに、対象者の受講状況及び理解度について把握する。
- 5 公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員等は、本学が実施する研究倫理教育を受講しなければならない。

(研究倫理教育の実施)

第11条 前条第5項に定める研究倫理教育の実施は、以下のとおりとする。

(1) 研究者

受講対象者	受講時期	方法・受講内容
専任教員 (本務研究者)	着任時及び 受講後3年毎に再受講	日本学術振興会「研究倫理eラーニングコース」 によるe-learningプログラム eLCoRE

本務者以外の研究者	科学研究費助成事業等に関する研究に携わる時	日本学術振興会「研究倫理eラーニングコース」によるe-learningプログラム eLCoREの受講 又は、当該研究者の本務機関における研究倫理教育の受講状況の確認。
研究支援人材 (研究者を補佐し、その指導に従って研究に従事する者)	科学研究費助成事業等に関する研究に携わる時	日本学術振興会「研究倫理eラーニングコース」によるe-learningプログラム eLCoRE

(2) 大学院生、学部及び短期大学学生

受講対象者	受講時期	方法・受講内容
大学院生	特別演習受講時	講義形式 (研究倫理解釈等)
学部学生	初年次教育受講時	講義形式 (研究倫理解釈等)
短期大学学生	初年次教育受講時	講義形式 (研究倫理解釈等)

- 2 e-learningプログラムの受講者は、受講後、速やかにプログラムの「修了証書」及び第10条第2項に定める「公的研究費に関する誓約書」を企画推進課へ提出しなければならない。
- 3 コンプライアンス推進責任者は、最高管理責任者及び統括管理責任者に対し、毎年度末までに研究倫理教育の受講状況を報告するものとする。

(研究データの保存・開示)

第12条 研究データの保存・開示の担当部署は、企画推進課とする。研究データ管理状況の把握は、企画推進課担当者が、内部監査の特別監査（研究者へのヒアリング）実施時において行う。

- 2 研究者による研究データの運用、管理・保存期間及び開示等については、「沖縄キリスト教大学院研究倫理規程」の定めるところによる。

(不正行為の告発等の受付体制)

第13条 学内外からの告発等（不正の疑いの指摘及び相談、通報、本人からの申出など）を受け付ける通報窓口を企画推進課に置き、通報窓口の名称、場所、連絡先、受付方法等を学内外に周知するものとする。

(告発等の取扱い)

第14条 通報窓口における告発等の受付は、書面、電話、ファックス、電子メール、面談などを通じて行うものとする。

- 2 原則として、告発等は顕名により行われ、不正行為を行ったとする研究者・グループ、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されているもののみ受け付ける。
- 3 前項の規定にかかわらず、匿名による告発等があった場合、その内容に応じ、顕名の告発等があった場合に準じた取り扱いをすることができる。
- 4 書面による告発等、通報窓口が受け付けたか否かを告発者が知り得ない方法による告発等がなされた場合は、告発者（匿名の告発者を除く。ただし、調査結果が出る前に告発者の氏名が判明した後は、顕名による告発者として取り扱う。以下に同じ。）に、告発等を受け付けたことを通知する。

- 5 告発等の意思を明示しない相談については、その内容に応じ、告発等に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して告発等の意思があるか否か確認するものとする。
- 6 不正行為が行なわれようとしている、又は不正行為を求められているという告発等については、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めたときは、被告発者に警告を行うものとする。
- 7 告発に関する取扱いについては、本規程に定めるものの他、学校法人沖縄キリスト教学院公益通報者保護規程及び関係法令の定めるところによるものとする。

(告発者・被告発者の取扱い)

第15条 告発等を受け付ける場合、個室で面談したり、電話や電子メールなどを通報窓口の担当職員以外は見聞できないようにしたりするなど、告発等の内容や告発者の秘密を守るため適切な方法を講じるものとする。

- 2 通報窓口へ寄せられた告発等の告発者、被告発者、告発等の内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏えいしないよう、関係者の秘密保持を徹底するものとする。
- 3 調査事案が漏えいした場合、告発者及び被告発者の了解を得て、調査中にかかわらず調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者の責により漏えいした場合は、本人の了解は不要とする。
- 4 調査の結果、悪意に基づく虚偽の告発等であったことが判明した場合は、告発者の氏名の公表や懲戒処分、法的な措置をとることができるものとする。
- 5 悪意に基づく告発等であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に、告発者に対し、解雇、降格、減給その他不利益な取り扱いをしてはならない。
- 6 相当な理由なしに、単に告発等がなされたことのみをもって、被告発者の研究活動を部分的又は全面的に禁止したり、解雇、降格、減給その他不利益な取り扱いをしたりしてはならない。
- 7 告発者及び被告発者に対して相当な理由なしに、不利益な取扱いを行った者がいた場合は、本学就業規則及び諸規程に基づき、その者に対して処分を課することができる。

(告発等の受付によらないものの取扱い)

第16条 次に挙げる事項においては、最高管理責任者の判断で、通報窓口へ告発等があった場合に準じた取扱いをすることができる。

- (1) 学会等の科学コミュニティや報道により不正行為の疑いが指摘された場合。
- (2) 不正行為の疑いがインターネット上に掲載されている（不正行為を行ったとする研究者・グループ、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されている場合に限る。）ことを確認した場合。

(告発等に対する調査体制・方法)

第17条 告発等を受け付けた通報窓口は、当該告発の内容を確認後、速やかにその内容をコンプライアンス推進責任者へ報告しなければならない。

- 2 前項の報告を受けたコンプライアンス推進責任者は、速やかに統括管理責任者及び最高管理責任者へ報告しなければならない。

(予備調査)

第18条 最高管理責任者は、第17条第2項の規定による報告を受けたときは、速やかに予備調査委員会を招集し、予備調査を実施する。

2 予備調査委員会の委員及び委員長は、事案ごとに最高管理責任者が指名する。

3 予備調査委員会は、次の点について予備調査を行い、調査結果を最高管理責任者へ報告する。

- (1) 告発された不正行為が行なわれた可能性
- (2) 告発の際示された科学的な合理性のある理由の論理性
- (3) 告発内容の合理性、調査の可能性
- (4) その他必要と認めた事項

4 予備調査委員会は、告発等がなされる前に取り下げられた論文等に対する告発等に係る予備調査を行う場合は、取り下げに至った経緯・事情を含め、不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断するものとする。

5 予備調査委員会は、原則として告発等を受け付けた日から30日以内に、予備調査結果を最高管理責任者へ報告するものとする。

6 最高管理責任者は、予備調査の結果を踏まえ、速やかに本調査を行うか否かを判断する。本調査が必要と判断された場合は、調査委員会を設置し、調査を実施する。

7 最高管理責任者は、本調査を行わないことを決定した場合、その旨を理由とともに告発者へ通知するものとする。この場合、予備調査委員会は、予備調査に係る資料等を保存し、その事案に係る研究資金の配分機関等及び告発者の求めに応じ開示するものとする。

(本調査の通知・報告)

第19条 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定したときは、告発者及び被告発者に対し、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求める。被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。告発された事案の調査に当たっては、告発者が了承したときを除き、調査関係者以外の者や被告発者に告発者が特定されないよう周到に配慮する。

2 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定したときは、当該事案に係る研究資金の配分機関等に本調査を行う旨を報告するものとする。

3 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定した日から30日以内に調査委員会を設置し、本調査を開始する。

(調査委員会の体制)

第20条 調査委員会は、統括管理責任者を委員長とし、最高管理責任者が委嘱する者若干名を委員として構成する。

2 調査委員は、公正かつ透明性の確保の観点から、半数以上が本学に属さない外部有識者（弁護士、公認会計士等）とする。また全ての調査委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しないものでなければならない。

3 最高管理責任者は、調査委員会を設置した時は、調査委員の氏名や所属を告発者及び被告発者に対し通知する。これに対し、告発者及び被告発者は、通知後7日以内に、委員について異議申し立てを行うことができる。

4 前項の異議申し立てがあった場合、最高管理責任者はその内容が妥当であると判断した場合、当

該異議申立てに係る調査委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。
(調査方法等)

第21条 調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について次の各号の方法により調査を行う。調査を実施する際は、被告発者からの弁明の機会を設ける。

(1) 告発された事案に係る研究活動に関する論文、実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査

(2) 関係者のヒアリング

(3) 再実験の要請

(4) その他必要と認めた方法

2 告発された不正行為が行われた可能性を調査するために、調査委員会が再実験などにより再現性を示すことを被告発者に求める場合、又は被告発者自らの意思によりそれを申し出て調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会（機器、経費等を含む。）に関し、合理的に必要と判断される範囲内において、これを行う。その際、調査委員会の指導・監督の下に行うこととする。

3 調査委員会は、他の研究機関等に調査への協力を要請することができる。

4 調査の対象には、告発された事案に係る研究活動のほか、調査委員会の判断により調査に関連した被告発者の他の研究活動も含めることができる。

5 調査委員会は、調査に当たり、証拠となるような資料等を保全する措置をとるものとする。この場合、他の研究機関で告発された事案に係る研究活動が本学で行われた場合、調査機関の要請に応じ、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとるものとする。

6 調査委員会は、当該事案に係る研究活動が配分機関等の資金により行われていた場合、配分機関等からの求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の中間報告を当該配分機関等に提出するものとする。

7 調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏えいすることのないよう十分配慮するものとする。

(認定)

第22条 調査委員会は、次に掲げる事項について本調査の開始から150日以内に調査内容をまとめ、最高管理責任者へ報告する。

(1) 不正行為が行われたか否か

(2) 不正行為が行われたと認定した場合はその内容

(3) 不正行為に関与した者とその関与の度合い

(4) 不正行為と認定された研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動における役割の認定

2 不正行為が行われていないと認定した場合、調査を通じて告発等が悪意に基づくものであることが判明したときは、併せてその旨の認定を行う。この認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与える。

(不正行為の疑惑への説明責任)

第23条 調査委員会の調査において、被告発者が疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法と手続にのっとり行われたこと、論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

(不正行為か否かの認定)

第24条 調査委員会は、第23条による被告発者が行う説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行う。

- 2 不正行為に関する証拠が提出された場合には、被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いが覆されないときは、不正行為と認定される。また、被告発者が生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不存在など、本来存在すべき基本的な要素の不足により、不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも同様とする。ただし、被告発者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、その責によらない理由（例えば災害など）により、上記の基本的な要素を十分に示すことができなくなった場合等正当な理由があると認められる場合はこの限りではない。また、生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不存在などが、各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間や被告発者が所属する、又は告発等に係る研究活動を行っていたときに所属していた研究機関が定める保存期間を超えることによるものである場合についても同様とする。

(調査結果の通知及び報告)

第25条 最高管理責任者は、調査結果（認定を含む。以下同じ）を速やかに告発者及び被告発者（被告発者以外で不正行為に関与したと認定された者を含む。以下同じ）に通知する。被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも当該調査結果を通知する。

- 2 最高管理責任者は、当該事案に係る研究活動が配分機関等の資金により行われていた場合は、「(別紙様式) 調査結果の報告書に盛り込むべき事項」を盛り込んだ報告書を、その事案に係る配分機関等に提出する。
- 3 最高管理責任者は、当該告発が悪意に基づくものであると認定され、その告発者が他機関に所属する場合は、告発者の所属機関にも通知する。

(不服申立て)

第26条 不正行為と認定された被告発者は、通知を受けた日から14日以内に最高管理責任者に対し、不服申立ての根拠を書面にして不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

- 2 告発等が悪意に基づくものと認定された告発者は、その認定について、前項の例により不服申立てをすることができる。
- 3 不服申立ての審査は調査委員会が行う。その際、不服申立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合には、最高管理責任者は、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせる。ただし、最高管理責任者が当該不服申立てについて調査委員会の構成の変更等を必要とする相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。
- 4 調査委員会は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、その事案の再調査を行うか否かを速やか

に決定する。当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は被告発者に当該決定を通知する。このとき、当該不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とすると調査委員会が判断するときは、最高管理責任者は以後の不服申立てを受け付けないことができる。調査委員会は、第1項の不服申立てについて再調査を行う決定を行った場合は、不服申立てをした被告発者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料等の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求める。その協力が得られない場合には、再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。その場合には直ちに最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は被告発者に当該決定を通知する。

5 最高管理責任者は、被告発者から不正行為の認定に係る不服申立てがあったときは、告発者に通知する。加えて、その事案に係る配分機関等に報告する。不服申立ての却下及び再調査開始の決定をしたときも同様とする。

6 調査委員会は、再調査を開始した場合は、50日以内に先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は、当該結果を被告発者及び告発者に通知する。被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、これに加え当該被告発者所属機関にも通知する。加えて、その事案に係る配分機関等に報告する。

7 第2項の悪意に基づく告発等と認定された告発者から不服申立てがあった場合、最高管理責任者は、被告発者に通知する。告発者が本学以外の機関に所属している場合は、これに加え当該告発者所属機関及び配分機関等にも報告する。

8 第2項の不服申立てについては、調査委員会は30日以内に再調査を行い、その結果を直ちに最高管理責任者に報告するものとする。最高管理責任者は、当該結果を告発者及び被告発者へ通知する。告発者が本学以外の機関に所属している場合は、これに加え当該告発者所属機関にも通知する。

(調査結果の公表)

第27条 最高管理責任者は、不正行為が行われたとの認定があった場合は、不正行為に関与した者の氏名及び所属、不正の内容、本学が行った措置の内容、調査委員の氏名及び所属、調査方法の概要、を速やかにホームページで公表する。ただし、合理的な理由がある場合は、不正に関与した者の氏名・所属などを非公表とすることができる。

2 悪意にもとづく告発等の認定があったときは、第1項に準じて公表する。

(調査中における一時的執行停止)

第28条 最高管理責任者は、調査期間中、被告発者等の調査対象となっている者に対し、調査対象となっている公的研究費の使用を停止する。

2 研究資金の配分機関等から、被告発者の該当する研究費の支出停止等を命じられた場合には、それに応じた措置を講じるものとする。

(告発者及び被告発者に対する措置)

第29条 最高管理責任者は、被認定者に対して、研究活動上の不正行為と認定された論文等の取下げを勧告するものとする。

2 不正の事実が確認された場合は、本学就業規則及び諸規程に基づき、当該研究者への処分を行うものとする。

3 不正使用による研究費は、その全額を当該研究者が負担し、返還することとする。

4 告発等が悪意に基づくものと認定された場合、告発者に対して第2項を準用する。

(規程の改廃)

第30条 この規程の改廃は、法人事務連絡会議の議を経て理事長が行う。

附 則

1 この規程は、2015年4月1日から施行する。

2 学校法人沖縄キリスト教学院公的研究費の適正な運営・管理及び不正防止に関する規程(2013年6月27日制定)は、廃止する。

附 則

1 この規程は、2018年7月18日から施行する。

2 学校法人沖縄キリスト教学院公的研究費の適正な運営・管理及び不正防止に関する規程(2015年4月1日)は、廃止する。

附 則

1 この規程は、2022年3月30日から施行する。

2 学校法人沖縄キリスト教学院公的研究費の適正な運営・管理及び不正防止に関する規程(2018年7月18日施行)は、廃止する。

附 則

この規程は、2022年6月15日から施行する。

(別紙様式)

調査結果の報告書に盛り込むべき事項

■経緯・概要

- 発覚時期及び契機（※「告発」の場合はその内容・時期等）
- 調査に至った経緯等

■調査

- 調査体制（※調査機関に属さない外部有識者を含む調査委員会の設置）
- 調査内容
 - ・調査期間
 - ・調査対象（※対象者、対象研究活動、対象経費〔競争的資金等、基盤的経費〕）
 - ・調査方法・手順
 - ・調査委員会の構成（氏名・所属を含む。）、開催日時、内容等

■調査の結果（特定不正行為の内容）

- 認定した特定不正行為の種別
- 特定不正行為に係る研究者（※共謀者も含む）
 - ①特定不正行為に関与したと認定した研究者（氏名（所属・職（※現職））、研究者番号）
 - ②特定不正行為があったと認定した研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定した研究者（氏名（所属・職（※現職））、研究者番号）
- 特定不正行為が行われた経費・研究課題（競争的資金等）
 - ・制度名
 - ・研究種目名、研究課題名、研究期間
 - ・交付決定額又は委託契約額
 - ・研究代表者氏名（所属・職（※現職））、研究者番号
 - ・研究分担者及び連携研究者氏名（所属・職（※現職））、研究者番号
- 特定不正行為の具体的な内容（基盤的経費）
 - ・運営費交付金
 - ・私学助成金
- 特定不正行為の具体的な内容
 - ・手法
 - ・内容
 - ・特定不正行為として認定した研究活動に対して支出された競争的資金等又は基盤的経費の額及びその用途
- 調査を踏まえた機関としての結論と判断理由

■調査機関がこれまでに行った措置の内容

■特定不正行為の発生要因と再発防止策

- 発生要因（不正が行われた当時の研究機関の管理体制、必要な規程の整備状況を含む。）
- 再発防止策